

別表（第2条関係）

	事業の種類	要件
公共事業	道路整備事業	・道路の新設・改良：長さ2 km 以上
	鉄道整備事業	・新設・改良・移設：長さ2 km 以上
	河川・ため池・砂防等 整備事業	・改修：長さ1 km 以上 ・土地の形状の変更：面積2 ha 以上
	ダム・堤・治山等 整備事業	・土地の形状の変更：面積2 ha 以上
	農業農村整備事業	・農道の新設・改良：長さ2 km 以上 ・ほ場整備：面積2 ha 以上 ・農業用水路の新設・改良：長さ1 km 以上
	林道整備事業	・林道の新設・改良：長さ2 km 以上
	森林整備事業	・整備面積2 ha 以上
	公園整備事業	・整備面積2 ha 以上
	下水道整備事業	・下水処理場建設
	水道整備事業	・浄水場建設
	廃棄物処理施設整備事業	・廃棄物処理施設建設
	工業団地整備事業	・造成面積1 ha 以上
	住宅系用地整備事業	・造成面積1 ha 以上
	商業系用地整備事業	・造成面積1 ha 以上
民間開発事業	土取り・採石	・採取事業の面積1 ha 以上
	資材置場・駐車場等 整備事業	・造成面積1 ha 以上
	産業廃棄物処理施設	・産業廃棄物処理施設建設
	建築物建設事業	・建築延べ床面積5,000 m ² 以上または 土地の敷地面積1 ha 以上
	団地等土地造成事業	・造成面積1 ha 以上